

新発田地域広域事務組合
新発田地域老人福祉保健事務組合
下越障害福祉事務組合

新発田地域 広域共同処理施設 総合管理計画

平成28年度～47年度

- ☐ 効果的・効率的な
- ☐ 運営(管理・経営)を
- ☐ 意識しながら
- ☐ 今日も実践！！

目次

1 はじめに	- 1 -
(1) 共同処理施設総合管理計画の目的	- 1 -
(2) 組合の概要	- 2 -
①新発田地域広域事務組合	
②新発田地域老人福祉保健事務組合	
③下越障害福祉事務組合	
2 共同処理施設の現況及び将来の見通し	- 4 -
(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした共同処理施設の状況 ...	- 4 -
①対象施設	
②対象施設の現況と課題	
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	- 7 -
(3) 共同処理施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な 経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み	- 8 -
3 共同処理施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	- 9 -
(1) 計画期間及び更新費用等	- 9 -
①計画期間 平成28年度～平成47年度の20年間	
②更新費用の試算 平準化前 平準化後	
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	- 12 -
(3) 現状や課題に関する基本認識	- 14 -
(4) 共同処理施設の管理に関する基本的な考え方	- 14 -
①点検・診断等の実施方針	
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	
③安全確保の実施方針	
④耐震化の実施方針	
⑤長寿命化の推進方針	
⑥統廃合や廃止の推進方針	
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	
(5) フォローアップの実施方針	- 18 -

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	- 18 -
(1) 施設類型ごとの基本方針	- 18 -
(2) その他	- 19 -
5 その他の事項に関する方針	- 19 -
(1) 組合構成市町村との調整について	- 19 -
(2) 地方公会計（固定資産台帳等）との関係の検討について	- 19 -
6 おわりに	- 20 -

1 はじめに

(1) 共同処理施設総合管理計画の目的

国において、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。

全国の地方公共団体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなります。その一方で、各団体の財政は依然として厳しい状況にあると同時に、少子高齢化を迎え人口減少社会へと向かっています。このことから、公共施設の利用需用の変化及び財源の先細りが懸念されるため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な管理を実現することが必要です。

これらのことから、当新発田地域広域事務組合、新発田地域老人福祉保健事務組合及び下越障害福祉事務組合の広域関係3組合においても、構成市町村の財政基盤にあることを十分認識した上で、全ての共同処理施設を対象に「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」を策定することとしました。さらに、3組合の最上位計画である「新発田地域広域共同処理基本計画」と併せて推進することで、構成市町村における財政負担を軽減・平準化するとともに、共同処理施設の最適な配置と管理を実現することを目的としています。

(2) 組合の概要

①新発田地域広域事務組合

◆構成市町村 新発田市、胎内市、聖籠町

◆面積 835.58km²

◆人口 142,987人

◆世帯数 50,642世帯

◆共同処理事務の種類

- ・消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく市町の処理すべき事務（ただし消防団を除く）
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場の設置及び管理運営に関する事務
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会による審査判定に関する事務
- ・ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務
- ・旧し尿処理施設の管理に関する事務

②新発田地域老人福祉保健事務組合

◆構成市町村 新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町

◆面積 1,028.32km²

◆人口 186,851人

◆世帯数 64,854世帯

◆共同処理事務の種類

- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号) 第15条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務
- ・休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務

③下越障害福祉事務組合

◆構成市町村 新発田市、村上市、新潟市、阿賀野市、胎内市、
聖籠町、関川村、粟島浦村

◆面積 2,588.8km²

◆人口 305,493人

◆世帯数 107,242世帯

◆共同処理事務の種類

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務
- ・ 組合が設置する施設において行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所事業に関する事務
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設の設置及び管理運営に関する事務
- ・ 旧伝染病予防法（明治30年法律第36号）第17条の規定により設置した隔離病舎の管理に関する事務

※各組合の面積、人口及び世帯数については、新潟県HP「市町村の概要」より平成26年10月1日現在のデータを積算したもの。

ただし、新潟市（旧豊栄市）の人口及び世帯数については、新潟市HPの平成26年9月30日現在のデータ、関川村の面積については、関川村HPのデータを用いた。

2 共同処理施設の現況及び将来の見通し

(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした共同処理施設の状況

①対象施設

本計画においては、広域関係3組合が保有し、設置・管理運営を行っている全25施設全ての共同処理施設を対象とします。

新発田地域広域事務組合

No	分類	施設名	位置	敷地面積 (㎡)	構造	建物面積 (㎡)	竣工
1	庁舎等	広域合同庁舎	新発田市中央町5-4-7	1,938.07	鉄筋コンクリート造	940	昭和52年11月
2	集会施設	広域交流施設虹の里交流館	新発田市藤掛639-1	3,000	鉄骨造	880	平成10年4月
3	消防施設	消防本部・新発田消防署	新発田市新栄町1-8-31	6,701.89	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	1,309	昭和57年3月
4	消防施設	胎内消防署	胎内市新和町2-24	2,002.20	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	683	昭和50年3月
5	消防施設	聖籠分署	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2350-1	1,890.43	鉄筋コンクリート造	542	昭和53年7月
6	消防施設	中央出張所	新発田市中央町5-4-7	1,938.07	鉄筋コンクリート造	789	昭和38年8月
7	消防施設	紫雲寺出張所	新発田市稻荷岡2371	240.15	鉄筋コンクリート造	109	昭和48年1月
8	消防施設	豊浦出張所	新発田市乙次353	516.17	鉄筋コンクリート造	139	昭和47年12月
9	消防施設	加治川出張所	新発田市川口350-1	310.45	鉄筋コンクリート造	109	昭和48年8月
10	消防施設	黒川出張所	胎内市黒川1643-2	782	鉄筋コンクリート造	109	昭和48年3月
11	消防施設	川東分遣所	新発田市石喜643	486	鉄骨造	86	昭和60年12月
12	斎場	広域葬斎センター願文院	新発田市古楯495	6,719	鉄筋コンクリート造	797	昭和54年7月
13	廃棄物処理施設	新発田広域クリーンセンター	新発田市藤掛625-1	21,439.31	鉄筋コンクリート造	7,193	平成10年3月
14	廃棄物処理施設	中条地区塵芥焼却場	胎内市富岡7-123	10,000	鉄筋コンクリート造	4,112	昭和62年10月
15	廃棄物処理施設	新発田広域不燃物処理場	胎内市中村浜864-27	917.30	鉄骨造	682	昭和56年8月
16	廃棄物処理施設	新発田広域エコパーク	新発田市金津85-1	127,711	鉄筋コンクリート造	1,604	平成13年4月
17	廃棄物処理施設	旧中部衛生センター	北蒲原郡聖籠町大字次第浜4164-359	13,184	鉄筋コンクリート造	1,780	平成5年10月
18	廃棄物処理施設	旧新発田衛生センター	新発田市小舟町2-8-15	9,174.74	鉄筋コンクリート造	3,719	昭和60年12月

新発田地域老人福祉保健事務組合

No	分類	施設名	位置	敷地面積 (㎡)	構造	建物面積 (㎡)	竣工
1	高齢福祉施設	養護老人ホーム あやめ寮	新発田市豊町3-10-3	9,430.96	鉄筋コンクリート 造	3,362	平成19年 1月
2	高齢福祉施設	養護老人ホーム ひめさゆり	胎内市下館820-2	9,263	鉄筋コンクリート 造鉄骨造	2,977	平成17年 9月
3	診療所	新発田地区救急診療所・ 休日救急歯科診療所	新発田市本町1-16-14	2,000	鉄骨造	494.34	平成23年 3月

下越障害福祉事務組合

No	分類	施設名	位置	敷地面積 (㎡)	構造	建物面積 (㎡)	竣工
1	障害福祉施設	福祉型障害児入所施設 いじみの学園	新発田市五十公野 5445	7,130.78	鉄筋コンクリート 造一部鉄骨造	1,139	平成7年3 月
2	障害福祉施設	障害者支援施設 いじみの寮			鉄筋コンクリート 造	1,703	昭和54年 3月
3	障害福祉施設	救護施設ひまわり荘	胎内市塩沢279	10,339.4	鉄筋コンクリート 造	3,930	平成9年 11月
4	隔離病舎	旧下越広域伝染病舎	新発田市大手町4-5- 29	922.07	鉄筋コンクリート 造	439	昭和59年 3月

②対象施設の現況と課題

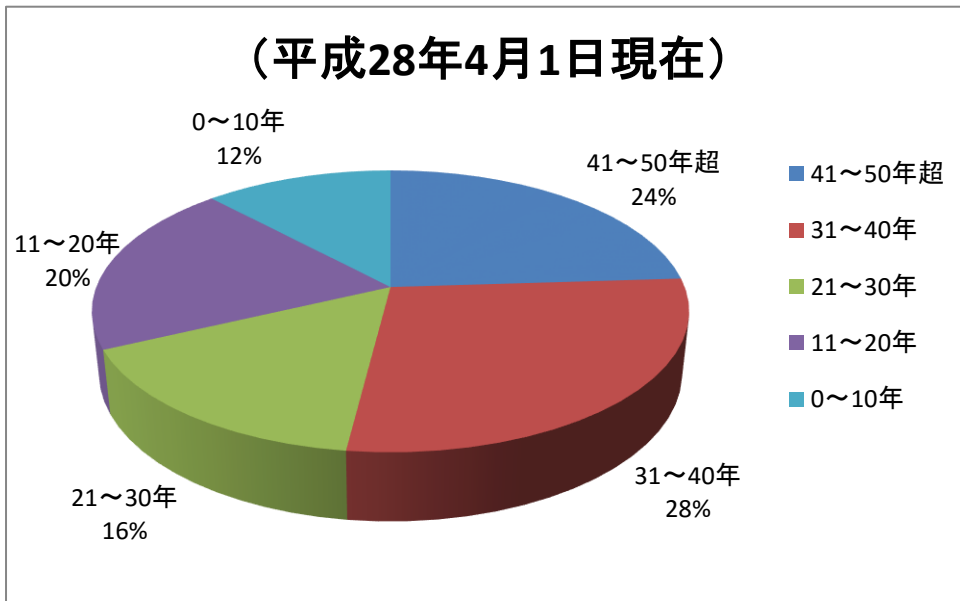
現在、広域関係3組合が保有する共同処理施設については、一般施設（庁舎・集会施設など）が2施設、斎場が1施設、消防施設が9施設、廃棄物処理施設が6施設、福祉施設が5施設、診療所・隔離病舎が2施設、計25施設となっています。

これらの共同処理施設については、その多くが老朽施設となっており、図表1、2に示すとおり、今後20年以内において、全25施設のうち21施設が法定耐用年数に到達します。

よって、これに係る更新費用と大規模改修等の費用の増大が懸念されることから、広域関係3組合の主たる財源である市町村負担金の軽減及び平準化が、大きな課題となっています。

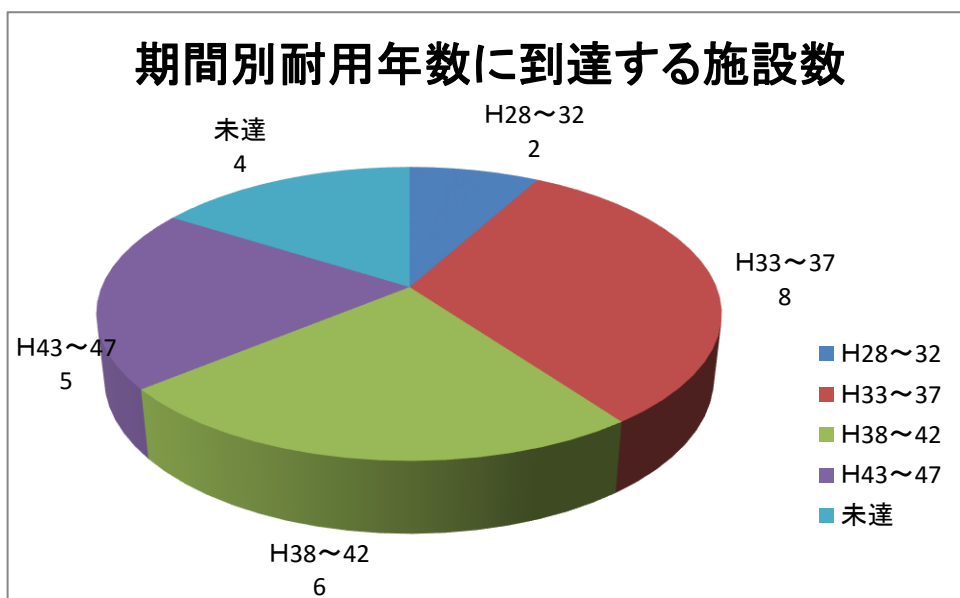
共同処理施設の経過年数別の割合

図表1



期間別耐用年数に到達する施設

図表2

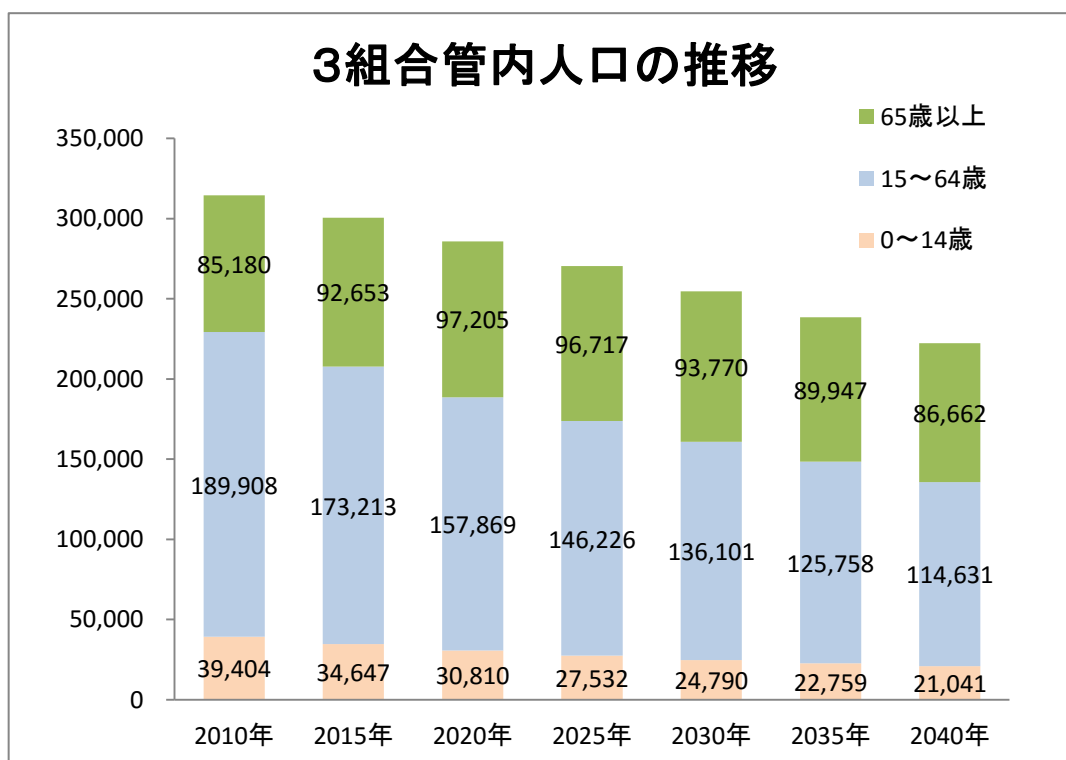


(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

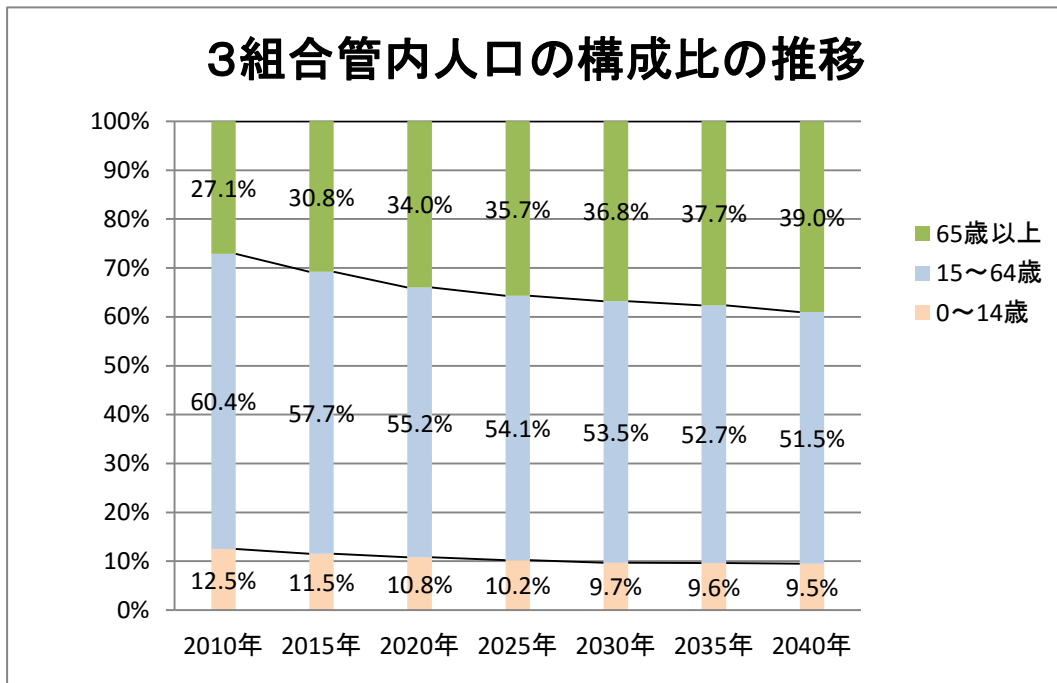
当広域関係3組合を構成する8市町村（新発田市・村上市・新潟市（旧豊栄市区域）・阿賀野市・胎内市・聖籠町・関川村・粟島浦村）の人口は、図表3に示すとおり、2010年（平成22年）は314,492人でしたが、30年後の2040年（平成52年）には、222,334人になると推計され、特に生産年齢人口が著しく減少すると予想されています。

また、一方で、高齢人口の割合は、図表4に示すとおり、2010年（平成22年）の27.1%から30年後の2040年（平成52年）には、39.0%に増加し、年少人口は、39,404人（12.5%）から、21,041人（9.5%）に減少することが予測されています。

図表3



図表4



※国立社会保障・人口問題研究所HPより

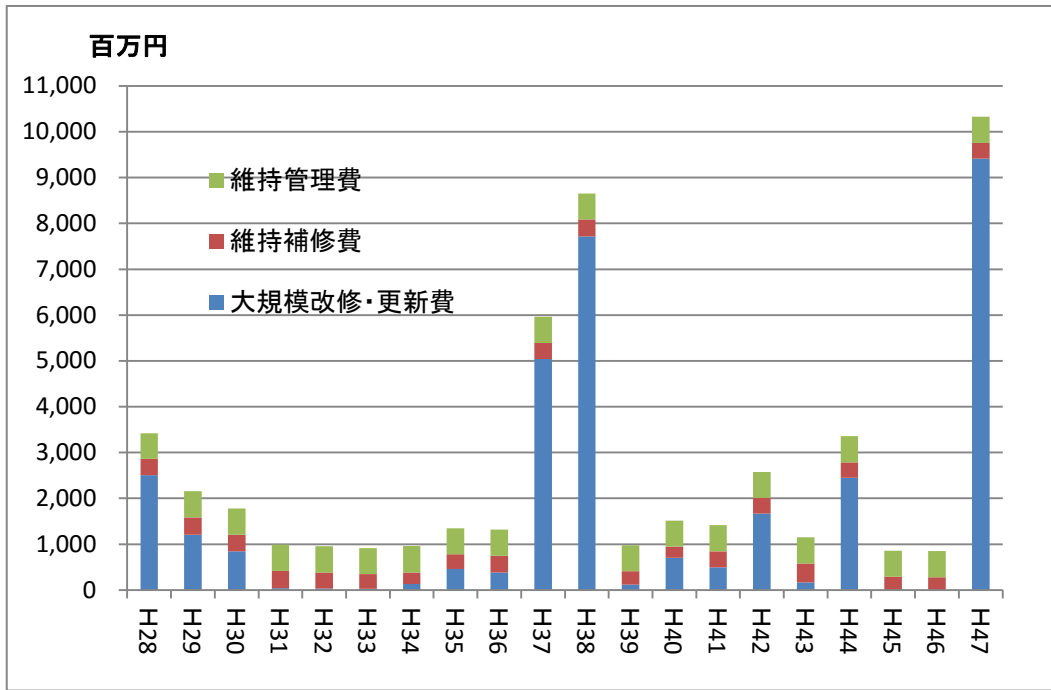
※新潟市(旧豊栄市)については、新潟市HP等の掲載データを参考に一部独自推計したもの

(3) 共同処理施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み

図表5に示すとおり、当広域関係3組合の共同処理施設に係る今後20年間の光熱水費等の経常的な維持管理費は約115億円、経常的な維持補修費は約67億円、大規模改修・更新費の試算は約334億円となり、総額では516億円となる見込みです。

これらの経費に充当可能な財源の見込みとしては、組合の自主財源として火葬場使用料、消防危険物手数料及びごみ処理手数料等があります。しかし、これらの過去5年平均の2.5億円が、変わることなく20年間に渡って収入できたとしても、約50億円程度であり、維持管理・修繕・更新等に係る総事業費の10分の1程度のため、大規模改修や更新時には、地方債や国庫補助金の活用が必要となります。特に、交付税措置のある地方債については、積極的に活用することとして、一般財源となる市町村負担金の軽減に努めていく必要があります。

図表5



3 共同処理施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間及び更新費用等

①計画期間

本計画は、図表2に示すとおり、今後20年間において更新時期に達する施設数が全体の84%になることから、平成28年度から平成47年度までの20年間を計画期間とし、今後の点検・診断結果を踏まえ、適宜見直しを図りながら推進することとします。

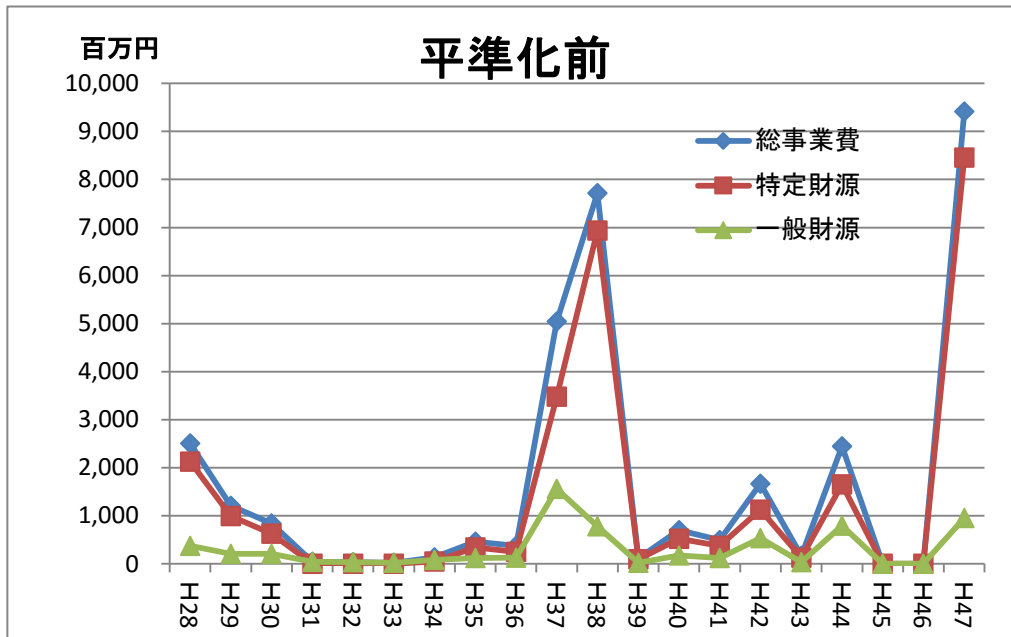
②更新費用等の試算

当広域関係3組合の全共同処理施設の更新費用及び大規模改修費の試算は以下のとおりです。

この試算は、現在の共同処理施設のうち、既に更新計画が進捗している施設以外は、耐用年数まで使用し、同規模で建替えるという単純更新を想

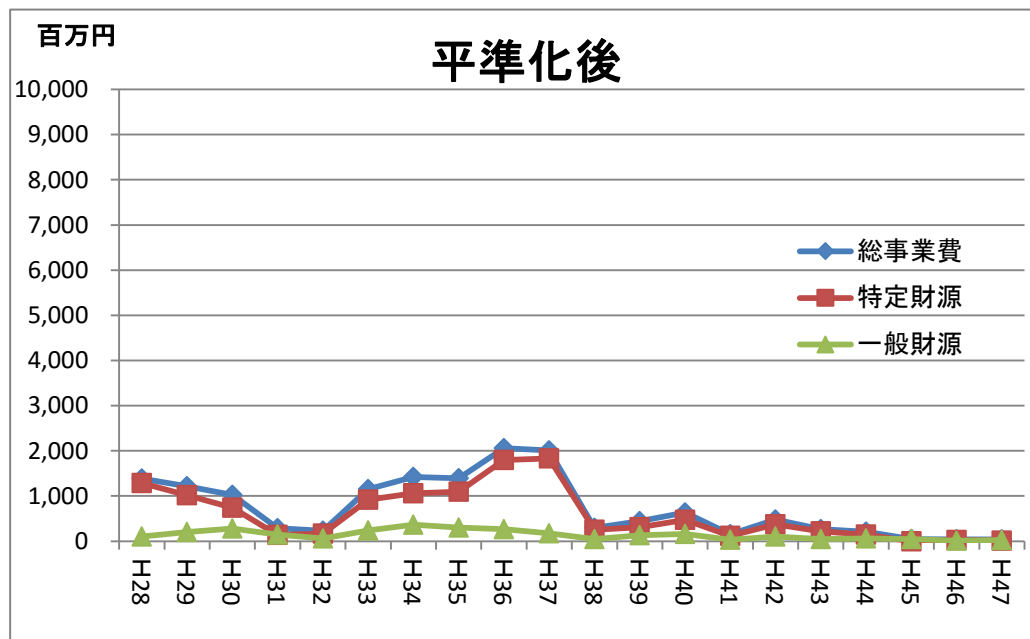
定しました。図表6に示すとおり、このような単純更新方式の場合には、本計画期間における更新費用は約334億円を要すると試算されます。

図表6



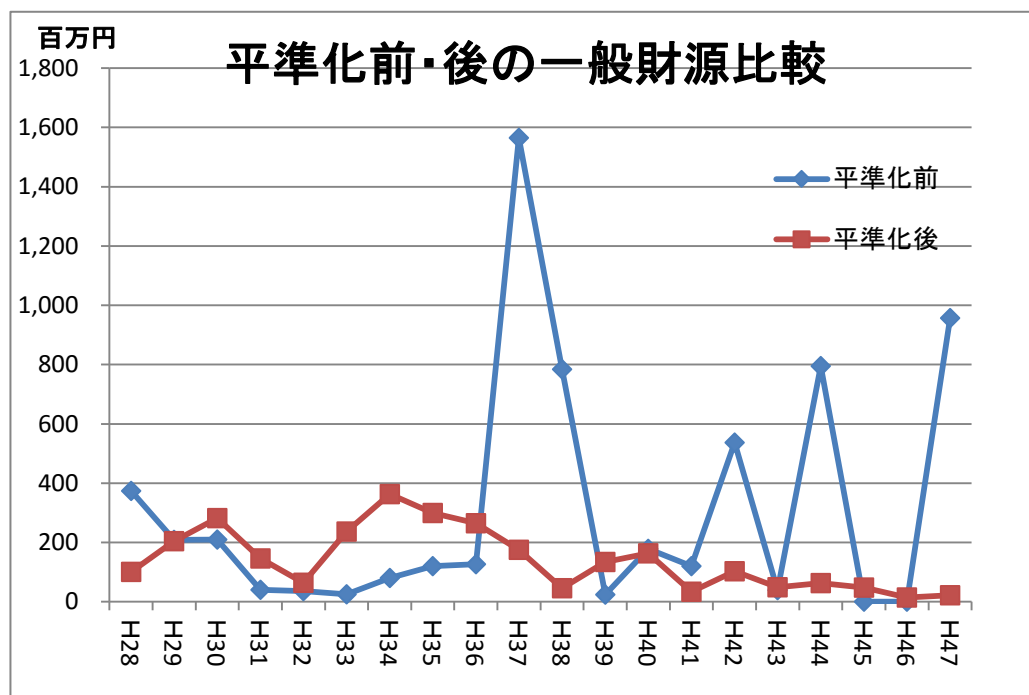
そこで、計画的な修繕と維持管理による長寿命化を図り、更に有効な財源の活用により、事業費の平準化を図ったものが以下図表7のとおりになります。一部、老朽化が著しいことや設備更新に伴う二重投資を回避するため、耐用年数到達前に更新が必要となる施設もありますが、多くの施設で長寿命化が図られ、今後20年間における事業費も334億円から150億円にまで圧縮されます。

図表7



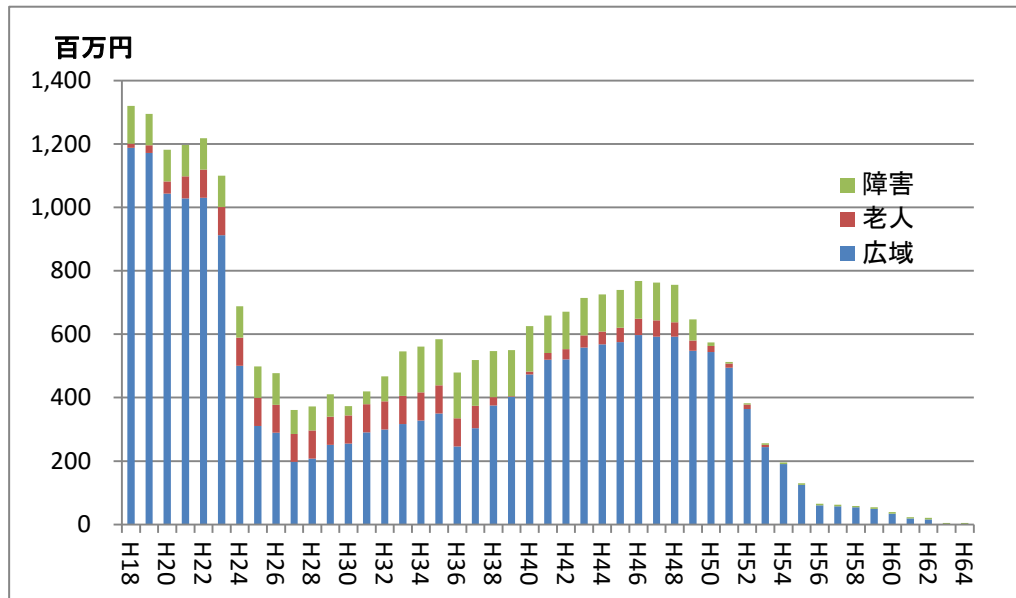
また、更新に係る一般財源のみを平準化前と後で比較すると以下図表8とおりになります。

図表8



なお、特定財源のうち、主となる地方債については、その元利償還費が将来の義務的経費となることから、償還計画についても、以下図表9のとおり、平準化を図るよう考慮しています。

図表9



※借入金利については2%とした。

※平成27年度の地方債制度による区分(充当率)とし、耐用年数を考慮した償還年限とした。

※償還年限ごとに設定できる最長の据置期間とした。

今後20年間において、最も元利償還費がピークとなる平成46年度においては、平成27年度現在より4億円程償還費が増える見込みではありますが、過去10ヵ年において最も多額の償還を行っていた平成18年度と比較すると、5.5億円程少額になる見込みです。

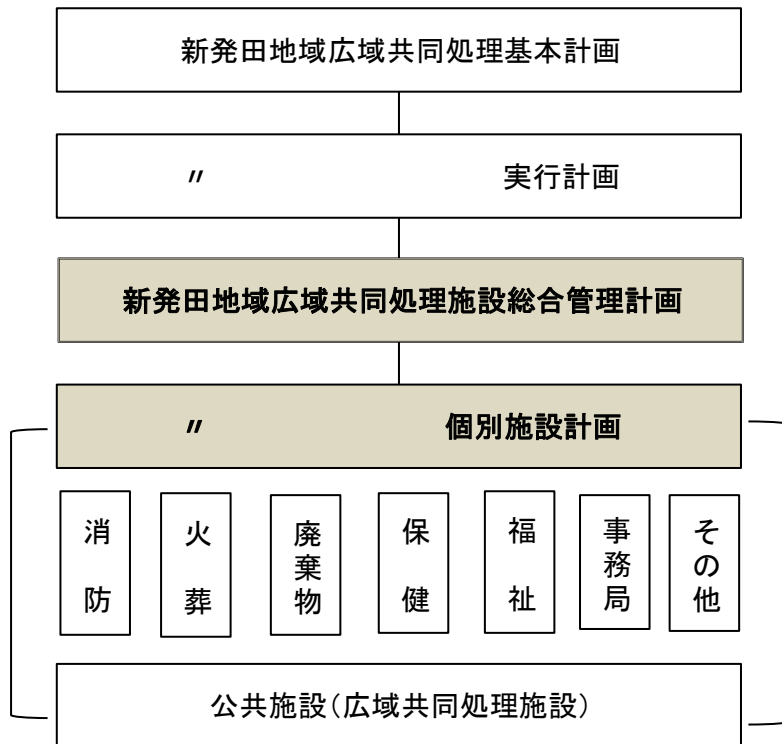
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、下記図表10のとおり広域関係3組合の最上位計画である「新発田地域広域共同処理事務基本計画」と併せて推進し、共同処理施設の現状と課題を総合的に把握します。

この基本計画の進行管理については、図表11に示すとおり、「新発田地域広域共同処理事務施策評価会議」の設置により、すでに全庁的な取組み体制及び情報の管理・集約体制を確立しており、本計画においてもその体制を活用することで、持続可能な計画の推進を実現します。

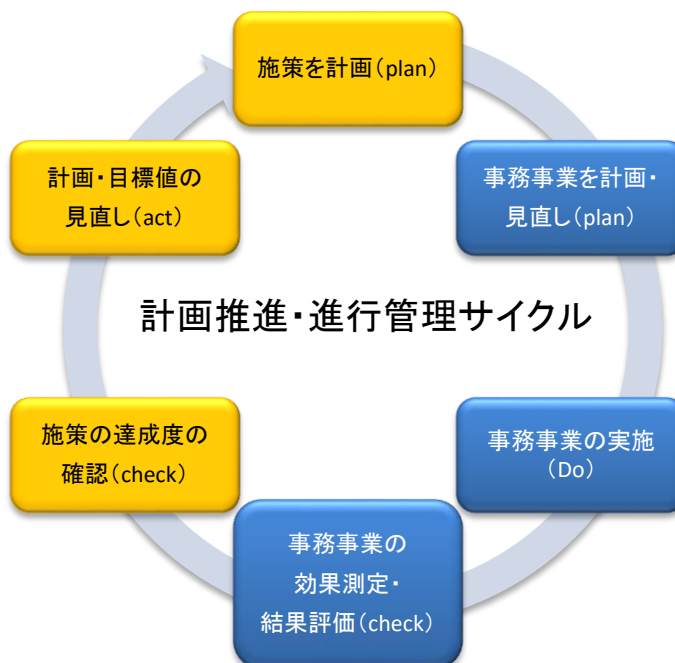
全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け

図表10



新発田地域広域共同処理事務施策評価会議

図表11



構成: 組合事務局長、総務課長、業務課長及びその他事務局長が指定する者

会議事務局(情報管理・集約部署): 総務課企画財政係

(3) 現状や課題に関する基本認識

「2 (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し」で示したように、当広域関係3組合の構成市町村の人口は、2010年（平成22年）の314,492人から2040年（平成52年）には、222,334人を割り込むと予測されています。

加えて、図表2に示すとおり、多くの共同処理施設が今後20年間で耐用年数に到達するため、老朽化が進んでいる状況にあり、更新や大規模改修を行うにあたっては、施設の利用状況や住民ニーズを勘案しながら、規模、統合の可否及びその効果を見極めていく必要があります。

人口減に伴う経済活動の規模縮小による税収の減は言うまでもなく、構成市町村は厳しい財政環境に置かれているということを十分に認識し、当広域関係3組合も共通の危機感を持つ必要があります。

このように、広域行政を取り巻く環境や社会構造が急速に変化していく中で、これまで以上に効率的で効果的な共同処理を実現していくためには、当広域関係3組合の事務事業が構成市町村の住民の安全・安心な日常生活に密接に関係し、必要不可欠な各種施設を共同処理方式により設置し、適正に管理・運営しているということを再認識し、各種課題に対処していくことが必要です。

(4) 共同処理施設の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

共同処理施設の各種設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検や診断を継続して実施し、蓄積された履歴を効果的に共有・活用することで、今後

の維持補修・管理計画に適切に反映することとします。また、施設によっては24時間稼働しているため、停止することのできない設備も有しており、点検・診断結果をもとに災害時においても継続可能な施設運営に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

共同処理施設の維持管理や修繕については、従来の事後保全から故障する前に計画的に修繕を行う予防保全を積極的に取り入れ、設備を含めた施設全体の長寿命化と経費の平準化を図ります。

廃止や更新に向けた事業計画が進捗している施設については、残りの使用年数と費用対効果を勘案し、必要最低限の維持管理・修繕に努めることとします。

既に用途を廃止している施設や、移転改築・統合等により不用となる施設については、安全・安心の観点からも積極的に取り壊しを進めます。

加えて、取り壊しに際しては、優先順位を勘案し、除却債などの財源の活用により、市町村の財政負担の軽減や事業費の平準化を図るように努めます。

また、施設更新にあたっては、3組合全体の中で大規模改修事業費との平準化を踏まえて実施年度を検討することとし、併せて管理運営手法についても、指定管理者制度やPFIまたはPPPなどの民間資金活用等の効果を検証することとします。

③安全確保の実施方針

今後の施設利用者の高齢化への対応や従事する職員の安全衛生の観点か

ら、法令に基づく建築構造物、換気設備・空調設備などの各種設備の点検を継続的に実施するとともに、職員による定期的な安全パトロールを実施します。

点検結果を踏まえ、緊急度が高い設備については優先的に、予防保全が必要な設備については、中・長期的な観点から計画し、改修を実施することとします。

また、老朽度が進行するなど、安全性が著しく劣る危険な施設については、廃止または更新を進めます。

④耐震化の実施方針

3組合の各種共同処理施設については、消防、火葬、廃棄物処理、高齢者・障害者福祉など、いずれも住民の安全・安心な日常生活に密接に関係し、予期せぬ災害時においても共同処理事務を継続するための必要不可欠な施設となっています。

このことから、構造部分の耐震性のみならず、非構造部分の安全性(耐震性)についても十分な検討を行い、施設利用者の安全性の確保と災害時の業務継続を想定した改修計画を進めます。

また、構造部以外の非構造部についても、落下、転倒等による被害を防ぐため、計画的に耐震化等の措置を講ずることとします。

⑤長寿命化の推進方針

従来 of 事後保全から故障する前に計画的に修繕を行う予防保全を取り入れ、設備を含めた施設全体の長寿命化を推進します。

3組合の各施設においては、本計画に準じたうえで、必要に応じて、個別に長寿命化計画等を策定し、継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施することとします。

⑥統廃合や廃止の推進方針

3組合の共同処理施設の更新にあたっては、各施設の利用状況や将来的な必要性を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう、構成市町村との協議を図りながら、統廃合を含めた検討・検証を実施します。

用途を廃止する施設や、移転改築・統合等により不用となる施設については、可能な限り用途の転用・売却などの検討を実施し、有効活用を図ることとします。

ただし、用途廃止した危険施設については、安全確保の観点からも除却債などの財源の活用により、積極的に取り壊しを進めます。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来型の「壊れたから直す」や「古くなったから建て替える」の対処療法的な考えから脱却し、予防保全の観点から、計画的な維持管理等の実施により、施設の長寿命化を推進します。

また、補助金や、交付税措置のある地方債など、有効な財源の活用により、計画的で確実な事業執行を行うことで事業費の平準化と事務作業等の効率化を図っていきます。

当広域関係3組合で策定している「新発田地域広域共同処理基本計画」を本計画の策定の前提とすることで、各施設をはじめとして、組合事務局の企画・財政、施設・財産管理等の各部門において情報を共有し、共同処理施設の管理を総合的かつ計画的に実施するための体制を構築します。

(5) フォローアップの実施方針

「(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」に示したとおり、「新発田地域広域共同処理基本計画」を本計画の策定の前提としていることから、その計画の見直し等に合わせて随時フォローアップを行い、必要に応じて順次計画の更新を行っていきます。

フォローアップの手法については、「新発田地域広域共同処理事務施策評価会議」等を通じ、事業の内容や体制等を点検し、総合的かつ計画的な管理を実現します。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 施設類型ごとの基本方針

当広域関係3組合においては、「2 (1) ①対象施設」で示したとおり、庁舎等の一般施設の他、斎場、消防施設、廃棄物処理施設、福祉施設など、合計25施設の公共施設のみを保有しており、インフラ施設は保有していません。

このことから、施設類型ごとの基本方針については、別途各共同処理施設ごとの基本方針を定めた「個別施設計画」をもって替えることとします。

(2) その他

補助事業等により取得した施設については、補助金適正化法等の運用状況など財産処分取り扱いが所管省庁によって異なるため、最新の情報を収集し、手続きに係る検討を行います。

5 その他の事項に関する方針

(1) 組合構成市町村との調整について

当広域関係3組合は、地方自治法に定める一部事務組合であることから、組合が保有する共同処理施設の状況や財政状況等の情報について、構成団体との共有を図り、市町村が策定する総合計画や公共施設等総合管理計画等と調整を図りながら、本計画を推進することとします。

(2) 地方公会計（固定資産台帳等）との関係の検討について

広域関係3組合が保有する資産の基礎情報となる固定資産台帳については、地方公会計との連携ができるよう、整備に向けて検討を進めていきます。

固定資産台帳の整備により、共同処理施設の維持管理・修繕・更新等に係る中・長期的かつ詳細な経費の見込みを算出することや、組合施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・強化することにより活用が可能となります。

6 おわりに

「3 共同処理施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に記載したとおり、当広域関係3組合は、構成市町村の厳しい財政基盤にあります。

各構成市町村においては、本計画の期間である20年間のうちに、普通交付税における合併算定替えの終了、合併特例事業債の地方債の終了など、財政運営に大きな影響が生じると想定されます。

公共施設の老朽化への対応は、当3組合だけの問題ではなく、国、都道府県、市区町村を含めた全国的な課題であり、その取り組みの差が今後の行財政運営に影響し、その後の自治体間の差となって現れると考えられます。

3組合が担う各共同処理施設は、住民生活に密接に関係する必要不可欠な施設ばかりですが、この20年間の取り組みにおける今後の施設のあり方は、構成市町村の各種施策に大きく関係することを考慮し、共同処理施設のマネジメントに取り組んでいく必要があると考えています。